

[平成29年度予算の概要]

強い農業づくり交付金

【20,174(20,785)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増(平成37年度(対平成25年度比))
(80万1千トン(平成25年度)→111万6千トン(平成37年度))
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増(平成32年度(対平成25年度比))
(585億円(平成25年度)→632億円(平成32年度))

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代施設園芸の地域展開、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

【優先枠の例】

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要な共同利用施設等の整備
- ・水稻から園芸作物に転換するための集出荷施設の整備

等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- 2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)

強い農業づくり交付金

平成29年度予算概算決定額： 20,174(20,785)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援。

補助対象：

- ① 共同利用施設等整備
乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等
- ② 卸売市場施設整備
売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率：

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

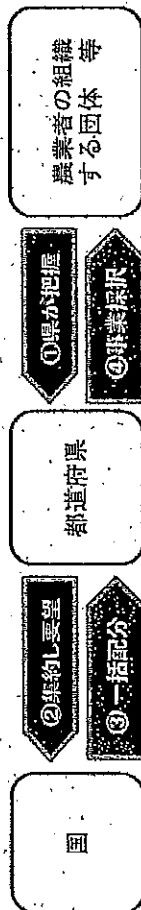
事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

交付先：

国 ⇨ 都道府県

事業の流れ



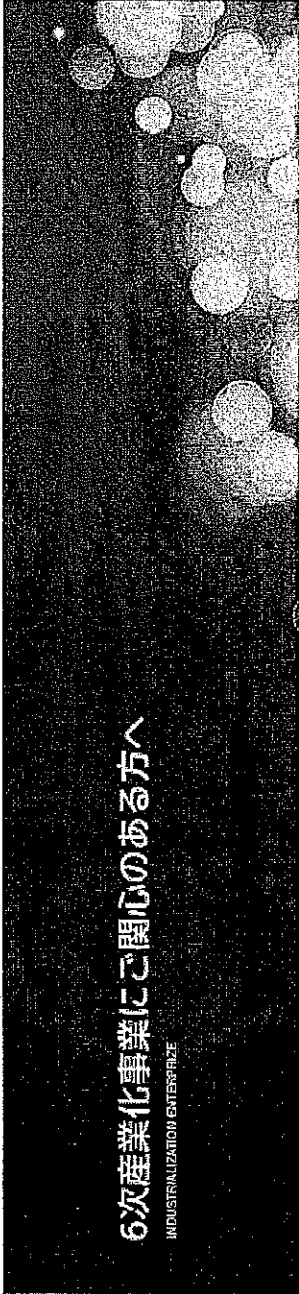
支援メニュー

- 1 産地収益力の強化
各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設等の整備を支援
- 2 産地合理化の促進
産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設等の再編等を支援
- 3 気象災害等リスクの軽減
気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設等（被害防止施設等）の整備を支援
- 4 食品流通の合理化
安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

- ① 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】
高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化
- ② 次世代施設園芸の地域展開【20億円】
オランダも参考の高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備
- ③ 中山間地域の競争力強化【30億円】
都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要となる共同利用施設等の整備
- ④ 水田における高収益型農業への転換【10億円】
水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備



6次産業化事業に関心のある方へ

INDUSTRIALIZATION ENTERPRISE

ホーム > 6次産業化事業に関心のある方へ > ファンドのスキーム

6次産業化事業に関心のある方へ

INDUSTRIALIZATION ENTERPRISE

ファンドのスキーム

出資対象となる事業体の
設立手法

創設事業家連合投資団体

・ 支援対象の認知存在

・ 創設事業家連合投資団体

事例紹介

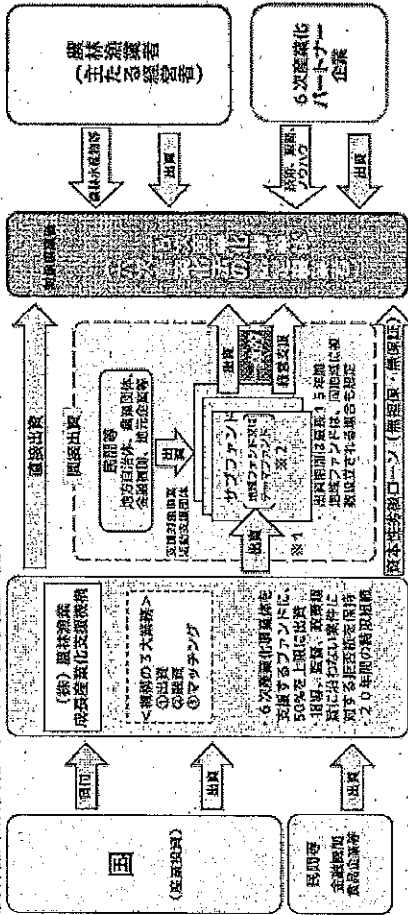
ファンドのスキーム

6次産業化とは

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。この取組を進めていくため平成22(2010)年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が成立しました。(出典：平成23年度 食料・農業・農村白書)

ファンドのスキーム

農林漁業成長化ファンドによる資金の流れ



※1 ファンド設立時に農林が出資対象(コミット)する際、委託資本性公募ローンを実行する際には、農林漁業者の相互投資特許を行う。
 ※2 当該ファンドは、投資対象高成長投資法(LP法)に基づく、投資対象高成長投資法(それ以外は個別投資)。

担い手向け資金制度(農業経営改善関係資金)

地域農業の担い手として、農業経営を更に発展させていこうとする次のような方が融資対象です。

- (1) 認定農業者
農業経営基盤強化促進法第12条の認定を受けた者
- (2) 認定新規就農者
経営基盤強化促進法第14条の認定を受けた者
- (3) 次の要件を全て満たす農業者
 - ① 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること。又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1000万円以上)であること。
 - ② 主としてその農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者(法人にあっては常時従事者である構成員)がいること。
 - ③ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事(農業大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても、主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - ④ 簿記記帳を行っていること。(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
- (4) (1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、家族経営の経営主以外の農業者で、次のことを家族経営協定で約定している者
 - ① 経営のうち一部の部門について主宰権があること。
 - ② その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。
- (5) 集落営農組織
 - ① 集落営農組織としての要件を満たし、組織規約を有するもの。
 - ② 集落営農組織が法人化する際、構成員になろうとする者。(農業近代化資金、経営体育成強化資金のみ)
- (6) (1)から(4)までの者が全構成員の過半を占める法人格を有しない任意団体
 - 一定の条件を満たす規約を有していること。
- (7) (1)から(6)以外の農業を営む者
(農業近代化資金のみ・下表※2)
- (8) 中小企業者
農業改良措置を支援するための措置を実施する農商工等連携促進法第12条第1項の認定中小企業者(農業改良資金のみ)

農業経営改善関係資金

資金名	貸付対象者	貸付対象内容	資金用途	融資率(%)	貸付限度額(万円)	利子助成措置限度額(万円)	貸付利率(年%) (注)	償還期間(うち据置期間)(年以内)
農業近代化資金 (個人施設資金)	認定農業者	担い手の経営改善のための資金	施設資金等 長期運転資金	100	個人 1,800 (知事特認 20,000)	個人 1,800 法人 3,600	0.25 ~0.55	15(7)
	法人又は団体 20,000				3,600	0.70		
	農業参入法人 認定新規就農者 その他の担い手		同上 (運転資金は、一部のみ)	80	農業参入法人 15,000	0.70		
日本政策金融公庫資金	農業改良資金	新技術・新部門へのチャレンジのための資金	施設資金等	100	個人 5,000 法人又は団体 15,000	/	無利子	12(3)
	農業経営基盤強化資金	認定農業者	農地取得資金施設資金等 長期運転資金	100	個人 30,000 法人 100,000	個人 30,000 法人 100,000	0.25 ~0.70 (末端実資金利)	25(10)
	育成強化資金	集落営農組織 認定新規就農者 農業参入法人 その他の担い手	前向き投資資金 負債整理	80	個人 15,000 法人 50,000 (農業参入法人、整備対象等は限度額が異なる。)	/	0.70	25(3)

(注)各資金の貸付利率については、平成27年11月20日現在のものです。

- ※1 認定新規就農者が青年等就農計画に沿って農地等を取得する場合は500万円を限度とする。
- ※2 ただし、農業粗収益が個人200万円未満、法人1,000万円未満の農業者(上記7に該当する者)にあっては、貸付限度額は、個人500万円、法人等1,000万円となります。
- ※3 認定農業者等が借り受ける場合、(公財)農林水産長期金融協会の追加利子助成の対象となります。(スーパー資金の貸付利率と同率となるよう利子助成)
- ※4 京方農場プラン(人・農地プラン)において地域の中心となる経営体として位置付けられた場合、貸付後5年間に限り実質無利子になるよう利子助成(ただし、2%が上限)を受けられる場合があります。

① 農業近代化資金

《貸付対象事業》

- 畜舎、果樹棚、農機具等の農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、取得、復旧
- 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成 ○乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 事業費1,800万円を超えない農地又は牧野の改良、造成、復旧
- ★農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴うもの
- ▶農業経営改善に必要な農業費
- ★農業経営の法人化(出資金等)
- ★品種の転換
- ★農業技術や経営方法を習得するための研修
- ★農畜産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得
- ★営業権、商標権等の無形固定資産の取得又は研究開発費等の繰延資産の費用
- 診療施設その他の農村における環境の整備(農協等に限る)
- 農村における給排水施設の改良、造成又は取得及び農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得等
- 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得
- *認定農業者・集落営農組織に対する500万円以下の貸付についてはクイック融資制度により、無担保・無保証人にて最速1週間程度で融資可否の判断を受けられる場合があります。

- ★は認定農業者・集落営農組織のみ
- ▶は認定農業者・農業参入法人・集落営農組織のみ

【認定農業者向けの特例】

個人は1,800万円まで、法人は3,600万円までの部分について、(公財)農林水産長期金融協会がスーパーL資金の貸付金利と同率となるよう償還期限まで利子助成。(予算枠あり。)

② 農産物振興資金

《貸付対象事業》

- 施設の改良、造成又は取得 ○永年性植物の植栽又は育成
- 家畜の購入又は育成 ○農地又は採草放牧地の作付条件(排水改良等)の整備
- 農地又は採草放牧地の賃借料等の全額一括前払 ○農機具、施設等の賃借料等の全額一括前払
- 農業技術や経営方法を習得するための研修 ○品種の転換
- 農畜産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得
- 営業権、商標権等の無形固定資産の取得又は研究開発費等の繰延資産の費用
- 農業経営改善に必要な農業費、資材費等に係る初度的経費

《認定中小企業者に貸し付ける場合の貸付対象事業》

- 連携先の農業者が利用する農業経営に必要な施設(機械、建物等)の設置
- 連携先の農業者の農畜産物等を原材料として相当程度使用する加工施設の改良、造成又は取得
- 連携先の農業者の農畜産物等を相当程度販売するための販売施設の改良、造成又は取得

《認定製造事業者等に貸し付ける場合の貸付対象事業》

- 農業経営に必要な施設(機械、建物等)であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置

《促進事業者等に貸し付ける場合の貸付対象事業》

- 支援先の農業者が利用する農業経営に必要な生産、加工、販売施設(機械、建物等)の設置
- 支援先の農業者の農畜産物等を原材料として相当程度使用する加工施設の改良、造成又は取得
- 支援先の農業者の農畜産物等を相当程度販売するための販売施設の改良、造成又は取得

【認定中小企業者】

農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けた中小企業者

【認定製造事業者等】

米穀新用途利用促進法に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた製造事業者

【促進事業者】

六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた促進事業者

補助融資対象

(府、市町村の補助事業の場合のみ)

③ 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

《貸付対象事業》

- ◆農地等の改良、造成、復旧、保全又は取得
- ◆農業経営用施設・機械等の改良、造成又は取得
- ◆農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成又は取得
- ◆賃借権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得
- ◆家畜、果樹の導入、農地賃借料の支払その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ◆負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金
- *認定農業者に対する500万円以下の貸付についてはクイック融資制度により、無担保・無保証人にて最速1週間程度で融資可否の判断を受けられる場合があります。

【認定農業者向けの特例】

京力農場プラン(人・農地プラン)において地域の中心となる経営体として位置付けられた場合、(公財)農林水産長期金融協会の利子助成の対象となります。

貸付け当初5年間に限り、最大2%の引下げにより実質無利子化。(負債整理は除く。予算枠あり。)

④ 経営体育成強化資金

《貸付対象事業》

- 農地又は牧野の改良又は造成 ○農地又は採草放牧地の取得
- 農地の賃借料等の全額一括前払 ○農機具の賃借料等の全額一括前払(集落営農組織は、施設も対象)
- 果樹の新植、改植又は育成 ○オリーブ、茶、多年生草木、薬又は花木の新植、改植又は育成
- 家畜の購入又は育成
- 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営改善を図るための施設の改良、造成又は取得
- 負債の整理
- ☆農業経営の法人化(出資金等。集落営農組織に限る。)
- ☆農業経営の改善を図るのに必要な農業の購入等(農業参入法人、集落営農組織に限る。)



ホーム > サービスのご案内 > 融資のご案内 > 融資制度一覧から探す > スーパーW資金(農林漁業施設資金)

スーパーW資金(農林漁業施設資金)

認定農業者が設立した子会社に取り組む加工・販売等の事業を応援する資金です。

<p>ご利用いただける方</p>	<p>認定農業者が加工・販売などを行うために設立した法人(アグリビジネス法人)であって、次の要件を満たしていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式会社: 認定農業者が総株主の議決権の過半数を有していること 持分会社: 認定農業者が業務を執行する社員の過半を占めていること 2. アグリビジネス強化計画を作成し特別融資制度推進会議の認定(※)を受けていること <p>※アグリビジネス強化計画の認定要件は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ アグリビジネス法人の主たる取扱品目について、出資認定農業者(アグリビジネス法人に出資する認定農業者)の生産するものが過半を占めていること ☑ アグリビジネス法人の事業により、出資認定農業者からの仕入量、若しくは仕入額が5年間で概ね20%以上増加すること、又は、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)が5年間で概ね15%以上増加すること 	
<p>資金の使いみち</p>	<p>設備資金</p>	<p>加工場、レストラン、冷蔵庫、直売所など、農産物の加工、保管、販売に関する事業、農家民宿や体験型観光農園など、農業体験サービスに関する事業にご利用いただけます。</p>
	<p>関連費用</p>	<p>加工・販売事業の開始や多店舗展開時に必要となる原材料費や資材費など、上記の設備投資に関連して必要となる費用にご利用いただけます。</p>
<p>ご融資条件</p>	<p>融資期間</p>	<p>設備資金: 25年以内(うち据置期間5年以内) 関連費用: 10年以内(うち据置期間3年以内)</p>
	<p>融資限度額</p>	<p>事業費の80%以内(特例: 事業費の90%以内(※)) ※以下の場合には事業費の90%以内となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性が代表取締役になっている法人又は女性が役員員の過半数を占める法人が実施する事業である場合 2. 次のいずれかに該当し、地域経済の活力維持に資する事業である場合 <ul style="list-style-type: none"> ☑ 常時従事者が1名以上増加する場合 ※グループ会社間の人員の振替で実質的な雇用効果が認められないものを除く ☑ 市場において自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農産物を利用する場合 ※地域ぐるみで開発・販路開拓を推進している農産物を利用する場合も含む ☑ バリアフリー化による顧客誘引力の強化又は多言語対応その他のグローバル化による訪日外国人の利用に供する事業の環境整備を行う場合 ☑ 省エネルギー化・省資源化に取り組み、計画期間内に経費率を5%以上引き下げることが見込まれる場合 3. ISO9000、ハラル認証その他の国際規格の取得、高度な品質管理の構築その他の輸出環境を整備するための事業である場合
	<p>利率(年)</p>	<p>こちらをご覧ください</p>
	<p>担保・保証人</p>	<p>ご相談のうえ決めさせていただきます。</p>
<p>ご留意いただきたい事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。 2. 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)までお問合せください。 	

- 日本公庫をはじめてご利用の方へ
- 融資のご案内
- 融資制度一覧から探す
- 小規模事業者の方
- 中小企業の方
- 農林水産業の方
- 融資制度検索
- 手続きの流れについて
- 災害等相談窓口(特別相談窓口)
- 重点的取り組み
- 経営お役立ち情報
- 金利情報
- 各種書式ダウンロード
- オンラインサービス
- ビジネスマッチング
- セミナー情報
- 用語集

● 参考: スーパーW資金とスーパーI資金との比較

資金名	スーパーW資金 (農林漁業施設資金: 主務大臣指定施設)	スーパーI資金 (農業経営基盤強化資金)
-----	---------------------------------	-------------------------

ご利用いただける方	認定農業者が加工、販売事業を行うために設立した法人(アグリビジネス法人)	認定農業者
資金の使いみち	1. 農産物の加工、販売などの取り組みに必要な設備資金 2. 1.に関連して必要となる費用	経営改善に資する設備資金、長期運転資金など
融資限度額	事業費の80% ※一部の場合、事業費の90%	個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円)
利率(年)	こちらをご覧ください	こちらをご覧ください
融資期間(据置期間)	1. 25年以内(5年以内) 2. 10年以内(3年以内)	25年以内(10年以内)

日本政策金融公庫

- [会社概要](#)
- [サービスの案内](#)
- [店舗案内](#)
- [情報公開・公文書管理](#)
- [専門人材の募集](#)
- [日本政策金融公庫について\(会社案内\)](#)
- [日本公庫をはじめてご利用の方へ](#)
- [刊行物・調査結果](#)
- [情報公開・公文書管理](#)
- [新着情報](#)
- [業務の概要](#)
- [融資のご案内](#)
- [新着情報・広報誌](#)
- [法人文書ファイル管理簿](#)
- [入札情報](#)
- [IR情報](#)
- [重点的な取り組み](#)
- [総合研究所](#)
- [個人情報保護](#)
- [その他](#)
- [電子公告](#)
- [経営お役立ち情報](#)
- [国民生活事業](#)
- [情報公開・個人情報保護窓口](#)
- [関係機関向け情報](#)
- [金利情報](#)
- [農林水産事業](#)
- [その他](#)
- [国民生活事業](#)
- [各種書式ダウンロード](#)
- [中小企業事業](#)
- [調達情報](#)
- [農林水産事業](#)
- [オンラインサービス](#)
- [中小企業事業](#)
- [新着情報](#)
- [中小企業事業](#)
- [ビジネスマッチング](#)
- [入札情報](#)
- [採用情報](#)
- [セミナー情報](#)
- [その他](#)
- [採用情報](#)
- [用語集](#)
- [インターンシップ](#)

- [金融IT強化に向けた取り組み](#)
- [プライバシーポリシー](#)
- [特定個人情報等の安全管理に関する基本方針](#)
- [障害者差別解消法に基づく対応要領](#)
- [当サイトご利用にあたっての注意事項](#)
- [リンク情報](#)
- [サイトマップ](#)

「おいしい京都」世界戦略事業費 「Kyoto Beef 雅」輸出拡大事業

【拡充】

1 趣 旨

京都産和牛の生産者・流通業者が自ら輸出力を身につけ、「Kyoto Beef 雅」の輸出が継続・発展するために、海外の新たな商談会への参加やテスト販売を積み重ね、和食人気の高い海外の和食レストランや食肉の輸入ライセンスを有する商社等との連携を強化するとともに、「Kyoto Beef 雅」の商標登録や適正な管理等による輸出相手国との信頼関係を構築することにより、知名度の向上と輸出の拡大を図り、もって TPP 合意による農畜産物の価格下落に備える

2 事業内容

京都産和牛の生産者・取扱い流通事業者が自ら輸出力を身につけ、輸出が継続・発展する仕組みづくりのための支援を行うとともに、海外向け京都府産和牛ブランド「Kyoto Beef 雅」の商標登録、適正な管理等による輸出相手国との信頼関係の構築を図る

(1) 「Kyoto Beef 雅」海外商流確立事業（拡充）

和牛部会事業

- ・食肉等の輸入ライセンスを有する商社等との連携を強化し、新たな商談会への参加、テスト販売を重ねることによる交渉力の強化
- ・海外和食レストラン等と協力した「Kyoto Beef 雅」プロモーション
 - 京のすき焼き等食文化（ノウハウ）とのセット輸出の実現
 - 海外和食レストラン等関係者の産地見学会の実施
- ・海外バイヤーとの信頼関係強化とこれまでの取組や戦略の検証
- ・連携する商社による商談後のアフターフォローにより相手国内の輸送手段を含めた商流を確立、「Kyoto Beef 雅」取扱店拡大と「Kyoto Beef 雅」輸出の継続・発展の仕組み構築

■事業費：4,856千円（予算額：2,428千円）

■事業実施主体：京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会和牛部会

■補助率：1/2以内

(2) 「Kyoto Beef 雅」海外ブランド確立事業（拡充）

和牛部会事業

○PR資材の作成

- ・パンフレットの増刷：フェア等で配布。
- ・商標シールを作成：輸出コンテナ等に貼りブランドイメージ強化
- ・「Kyoto Beef 雅」取扱店証の交付

○商標出願

- ・「Kyoto Beef 雅」の商標登録出願：香港、ベトナム
（シンガポールはⓈ登録、タイはⓈ出願）

■事業費：1,144千円（予算額：572千円）

■事業実施主体：京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会和牛部会

■補助率：1/2以内

3 予算要求額

3,000千円